

事業主各位

新潟労働局労働基準部長



独立行政法人労働者健康安全機構

新潟産業保健総合支援センター所長



健康で快適に働ける職場づくりのための自主点検について（依頼）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

働き方改革の機運が高まる中、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策については、平成 28 年 12 月 26 日に開催された第 4 回長時間労働削減推進本部において、「過労死等ゼロ」緊急対策が決定されました。

過重労働による健康障害を防止するためには、健康診断により労働者の健康状態を把握し、労働時間の短縮等就業上必要な措置を講じることが必要ですが、一般健康診断の有所見率は年々増加し、新潟県でも平成 13 年以降 5 割を超えた状態が続いています。

また職場のストレスが原因の精神障害の労災請求件数は平成 27 年度には全国で 1,515 件と過去最高となり、職場におけるパワーハラスメントを防止することもメンタルヘルス対策の一環として取り組むべき課題となっています。さらに印刷業における胆管がん事案や化学工業における膀胱がん事案も発生しており、化学物質の適正管理も喫緊の課題となる等、産業保健を取り巻く状況は多様化しています。

このため次年度に向けて、貴事業場が健康で快適に働ける職場となっているかどうか、点検していただきたく、新潟労働局は、新潟産業保健総合支援センターの協力の下、自主点検を実施することとしました。

つきましては、別添の自主点検票により点検していただき、その結果について平成 29 年 5 月 31 日（水）までに新潟産業保健総合支援センターへ FAX 又は郵送により、ご提出いただくようお願い申し上げます。

なお、お問合せ等は下記へ御連絡下さい。

記

1 自主点検票提出、問合せ先

新潟産業保健総合支援センター

〒951-8055 新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 番地 朝日生命新潟万代橋ビル 6 階

電話 025-227-4411 FAX 025-227-4412

E-mail sanpo@niigatas.johas.go.jp HP (<http://www.niigatas.johas.go.jp>)

健康で快適に働ける職場づくりのための自主点検票

点検年月日（平成 年 月 日）

事業場名			
所在地			
代表者職氏名	電話	()	-
労働者数	人	記入者職氏名	

以下の項目について自主点検を行い、当てはまるものに○を付けて下さい。

1. 常時使用する労働者に対して、毎年、定期健康診断を実施していますか。

ア. はい イ. いいえ
2. 定期健康診断の結果、有所見者についての意見聴取を誰が実施していますか。

※定期健康診断個人票の「医師の意見、意見を述べた医師の氏名印」欄の記載が必要となります。

ア. 専属産業医 イ. 地域産業保健センターの登録産業医 ウ. その他の医師
エ. 実施していない オ. 有所見者がいない
3. 定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を誰が実施していますか。

ア. 専属の産業医等 イ. 地域産業保健センターの登録産業医等
ウ. その他（健診機関等）の医師等 エ. 実施していない オ. 対象者がいない
4. 長時間労働者（※）に対する医師の面接指導を誰が実施していますか。

長時間労働者とは	①時間外・休日労働時間が1か月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者 ②時間外・休日労働時間数が事業場の基準を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者
----------	---

ア. 専属産業医 イ. 地域産業保健センターの登録産業医 ウ. その他の医師
エ. 実施していない オ. 長時間労働者がいない
5. メンタルヘルス対策として、どのような取組をしていますか。（該当するもの全てに「○」）

ア. 安全衛生委員会等における調査審議 イ. 事業場内体制の整備 ウ. 教育研修・情報提供
エ. 職場環境等の把握と改善 オ. 相談体制の整備 カ. 職場復帰における支援体制の整備
キ. ストレスチェック制度の導入 ク. 実施していない
6. がん等の治療をしている労働者の就労継続のため、治療と職業生活の両立支援の重要性を理解するため、上司や職場の同僚に対する教育を実施していますか。

ア. 実施している イ. 実施していない
7. 化学物質リスクアセスメントを実施していますか。

ア. 実施している イ. 実施していない ウ. 該当なし
8. 職場の受動喫煙対策をどのように実施していますか。

ア. 全面禁煙 イ. 空間分煙 ウ. 実施していない エ. 喫煙者がいない

お願い 本票だけを以下のFAXにご送付願います。【新潟産業保健総合支援センター】
025 (227) 4412